

2 年度

債務負担行為見積書

局名 産業労働局

所属名 産業人材課 (直通 045-210-5705)

(単位 千円)

事項		
	障害者就職促進委託訓練事業費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	8,129		-	令和2年度 ～ 令和3年度	8,129	8,129	-	-	-

査定額	8,129		-	令和2年度 ～ 令和3年度	8,129	8,129	-	-	-
-----	-------	--	---	---------------------	-------	-------	---	---	---

事業概要等

1 事業の概要

求職中の障害者の就職促進を図るため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び障害者の雇用ニーズに対応した様々な委託訓練を実施する。

職業能力開発促進法第15条の7に基づく訓練を実施する中において、厚生労働省の定める「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施要領」に基づき職業訓練を実施している。

知識・技能習得訓練コース(デュアル型コースを含む)の訓練実施委託費に、就職率の向上をねらいとして、訓練修了3ヶ月後の就職者数に応じ、就職者1人あたり20千円(税抜き)の就職支援経費を支払うスキームが導入されている。

令和2年10月以降に開始されるコースは、訓練の就職支援期間が年度をまたぐため、訓練から就職支援までの一連の就業支援を効果的に実施するには、同一機関と複数年の契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行う。

【調整の内容】

要求どおり計上。